

白井市民生委員児童委員連絡協議会補助金交付要綱

所管課

社会福祉課

1 補助金の名称

民生委員児童委員連絡協議会事業補助金

2 補助金交付の目的

地域福祉の増進を図るため。

3 補助対象

白井市民生委員児童委員連絡協議会

4 補助対象経費

補助対象事業に要する経費

〔補助対象外経費〕

①食糧費のうち市長が定めた額を超える部分、②宿泊費、③慶弔等の交際費

5 補助額（率）

補助対象経費の3分の2以内

6 予算の範囲

当初予算の範囲内

7 施行日

平成13年4月1日

8 補助金の終期

令和10年3月31日

9 改正履歴

①令和5年3月30日改正（補助金交付期間の終期の見直し）